

練馬区次世代育成支援行動計画の一部変更について

練馬区次世代育成支援行動計画(平成17年度～21年度)は、次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)に基づき、平成17年3月に策定しました。

行動計画策定から2年が経過しましたが、子どもと子育て家庭への支援の必要性は、ますます高まっており、更なる拡充が求められています。平成19年度から行動計画の一部を、下記のとおり変更します。

記

1 新規につきの事業を計画事業として位置づけます。

(1) 認証保育所園児保護者への保育料助成

基本目標	I 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します		基本施策	8 経済的な支援	
事業名	認証保育所園児保護者への保育料助成		事業概要	認証保育所に入所している園児保護者へ保育料の一部を助成します。	
担当課	保育課				
対象者	事業主体	16年度末の現況(見込み)	事業量	21年度末の目標値	事由
練馬区に住所を有し、東京都認証保育所と月ぎめ契約(月160時間以上)を行い、保育料を納入した児童の保護者	区	—	認証保育所園児保護者への保育料助成	認証保育所園児保護者への保育料助成	待機児解消の一翼を担う認証保育所の保育料負担を軽減するため、認証保育所利用者への保育料補助を実施するため。

(2) 育児支援家庭訪問事業

基本目標	Ⅱ 子どもと親の健康づくりを応援します。		基本施策	2 健康相談の充実と育児不安の解消	
事業名	育児支援家庭訪問事業		事業概要	出産後間もない核家族などの育児を家事援助者の派遣で支援します。	
担当課	子育て支援課				
対象者	事業主体	16年度末の現況 (見込み)	事業量	21年度末の 目標値	事由
1 産後4か月以内の者 または、 2 低体重児または未熟児を出産した者、多胎児を出産した者、20歳未満の時に出産した者で、当該児童が当該出産にかかる退院をした日から1年を経過しない者	区	—	平成19年7月 事業開始	育児支援家庭への家事援助者の派遣	子どもの安定した養育を図るとともに児童虐待の予防につなげるため。

(3) 児童虐待防止ネットワークの強化・啓発

基本目標	VI 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します。		基本施策	1 児童虐待防止対策の充実	
事業名	児童虐待防止ネットワークの強化・啓発		事業概要	児童福祉法第25条の2に基づき練馬区要保護児童対策地域協議会を設置しネットワークの強化とともに児童虐待防止対策の充実を図ります。	
担当課	子育て支援課				
対象者	事業主体		事業量	21年度末の目標値	事由
要保護児童および保護者	区	—	練馬区要保護児童対策地域協議会の運営	練馬区要保護児童対策地域協議会の運営	従来の児童虐待防止協議会を、児童福祉法に基づく練馬区要保護児童対策地域協議会に発展的に移行したため。

(4) 特別支援教育の推進

基本目標	VI 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します。		基本施策	3 障害児の健全な発達の支援	
事業名	特別支援教育の推進		事業概要	障害のある児童・生徒の教育において一人ひとりの教育的ニーズを把握し、必要な教育的支援を行う「特別支援教育」が実施されることに伴い、学校巡回相談、交流および共同学習等の実施、特別支援教育についての理解啓発の促進、特別支援学級の増設を行います。	
担当課	学務課・教育指導課				
対象者	事業主体	16年度末の現況 (見込み)	事業量	21年度末の 目標値	事由
幼児、児童、生徒およびその保護者	区・特別支援学校	—	特別支援教育推進のための各取組事業	特別支援教育推進のための各取組事業	学校教育法等の関係法令が改正され、平成19年4月から特別支援教育が実施されることに伴い、「特別支援教育への移行」から「特別支援教育の推進・実施」へ計画事業の変更の必要が生じたため。 また、平成19年3月に練馬区特別支援教育あり方検討委員会から教育長あてに、特別支援教育についての体制整備について答申が行われ、特別支援教育実施に向けた練馬区の方針が決定したため。

2 つぎの既存計画事業については、「21年度末の目標値」などの記載内容を変更します。

変更箇所は下線で表示しています。また、括弧書きは旧記載内容です。

(1) 子ども医療費の助成

基本目標	I 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します。		基本施策	8 経済的な支援	
事業名	子ども医療費の助成		事業概要	中学生までの子どもを対象に健康保険の自己負担分と入院時食事療養費標準負担額を助成します。	
担当課	子育て支援課				
対象者	事業主体	16年度末の現況 (見込み)	事業量	21年度末の 目標値	事由
中学生までの子ども	区	小学校就学前の子どもに対する健康保険の自己負担分と入院時食事療養費標準負担額を助成	中学生までの子どもに対する健康保険の自己負担分と入院時食事療養費標準負担額の助成	中学生までの子どもに対する健康保険の自己負担分と入院時食事療養費標準負担額の助成	子育て家庭に対する経済的支援を拡充するため、子ども医療費助成事業の対象を中学生までの入院・通院医療費に拡大して実施するため。

(2) 幼稚園における障害児教育

基本目標	Ⅲ 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します		基本施策	4 幼児教育の充実	
事業名	幼稚園における障害児教育		事業概要	全区立幼稚園で、障害児保育の実施を目指します。また、私立幼稚園等において障害児保育を実施する場合、区が委託を行います。 さらに、発達障害児等特別な配慮を要する幼児が私立幼稚園に入園した場合、園がクラス担任以外の補助員を配置する経費の一部を助成します。	
担当課	学務課				
対象者	事業主体	16年度末の現況 (見込み)	事業量	21年度末の 目標値	事由
区内私立幼稚園	区	—	私立幼稚園学級 補助員配置の助 成	私立幼稚園学級 補助員配置の助 成	平成19年度より「私立幼稚園学級補助員配置助成」を実施するため。

(3) 教員の専門性の向上

基本目標	VI 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します。		基本施策	3 障害児の健全な発達の支援	
事業名	教員の専門性の向上		事業概要	特別支援教育を推進・充実するため、各校の特別支援教育コーディネーターはもとより、全ての教員が特別支援教育について認識を深め、専門性を高めていきます。計画的・継続的な研修・研究を進め、指導方法や指導技術の向上を図ります。	
担当課	学務課・教育指導課				
対象者	事業主体	16年度末の現況 (見込み)	事業量	21年度末の 目標値	事由
幼稚園・保育園、小・中学校の教員	区、特別支援学校		1. 校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、教員に対する研修の充実 2. 個別の教育支援計画の策定に向けた研究の継続 3. 特別支援学級担任教員に対する特別支援教育教員免許状取得の促進	1. 校長、副校長、特別支援教育コーディネーター、教員に対する研修の充実 2. 個別の教育支援計画の策定に向けた研究の継続 3. 特別支援学級担任教員に対する特別支援教育教員免許状取得の促進	特別支援教育では、通常学級に在籍する配慮を要する児童・生徒に対して、適切な教育・支援を行うため、従来の心身障害学級の教員だけでなく、全ての教職員が、特別支援教育の認識を深め、専門性を高めていく必要があるため。

(4) 公園へのだれでもトイレの設置

基本目標	IV 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます		基本施策	1 居住環境の整備と子育てバリアフリーのまちづくり	
事業名	公園へのだれでもトイレの設置		事業概要	公園のトイレをだれでも使えるようにし、バリアフリー化を進めます。	
担当課	公園緑地課				
対象者	事業主体	16年度末の現況 (見込み)	事業量	21年度末の 目標値	事由
子ども 子育て家庭	区	5か所	13か所増 (≒6か所増)	18か所 (≒11か所)	新長期計画等にもとづき計画変更したため。